

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

富津市高宕山自然動物園における器物損壊事件による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

### 報告理由

富津市高宕山自然動物園における器物損壊事件による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第11号

専決処分書

富津市高宕山自然動物園における器物損壊事件による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事件発生日時 令和2年6月10日 午前3時30分頃
- 2 事件発生場所 富津市豊岡1779番1 富津市高宕山自然動物園
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事件の概要 上記日時場所において、飼育檻<sup>おり</sup>のフェンスを相手方が切断し、飼育していたニホンザル約70頭が逸走した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 相手方は市に対し、241,665円を支払う。  
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和2年12月28日

富津市長 高橋 恭市